

議案第 55 号

松阪市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について

松阪市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 43 号）及び松阪市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 9 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

（松阪市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第 1 条 松阪市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、」を削る。

別記様式中「㊦」を削る。

（松阪市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第 2 条 松阪市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市長の面前において、」を削る。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。